

Discussion paper for the closed meeting

Findings by the 1st study team ,December 2004

- 1.TLO will be a useful tool for innovative Thailand
- 2.No legal system exists concerning TLO
- 3.Already some active TLOs are in operation, but the function and its resources are not satisfactory
- 4.It is necessary to understand the importance of TLO and patents nationwide;
in government, universities, industry
- 5.It is also necessary for these organizations to have a good relation each other for betterment
- 6.Basic information on the patents and activity of LO should be properly prepared



. Proposal for discussion (idea)

- 1.establishing TLO system and assisting program?
legally or by official decision
- 2.HRD for improving TLO activities
managers course
tec.experts course
introductory course etc.
but how is the training program and how long?
- 3.giving advice to TLOs, universities and gov.
Japanese experts and workshops
- 4.specifying the research field of TLO
material, bio, it, etc.



5. better understanding of TLO by industry, local people

promotional activities (seminars)

6. establishing network, or forum by inviting members from gov., universities and industry

7. preparing basic information and data

patents related data by research field and royalty, etc.

output through TLO activity

8. education in universities

teachers training?



Establishing Thai model

1. Loose relation between TLOs without definite legal system

2. Coupling of technologies: national+foreign

3. TLOs not for one but for some

4. Some support from gov.?

5. Importance of HRD

6. others?



省 令

第 26 章 (仏暦 2542 年/西暦 1999 年)

仏暦 2522 年 (西暦 1979 年) の

特許法令に従い発令

仏暦 2522 年 (西暦 1979 年) の知的所有権法令 第 4 条と第 45 条、仏暦 2535 年 (西暦 1992 年) 特許法令 (第 2 章) に改定・追記した特許法令第 46 条 3 行目と、仏暦 2542 年 (西暦 1999 年) 特許法令 (第 3 章) に追記・改定した仏暦 2522 年 (西暦 1979 年) の知的所有権法令第 47 条、第 47 条付帯事項、第 50 条、第 50 条付帯事項そして第 65 条 10 に従って、商務省大臣が以下の通りに省令を発令した。

第 1 条 仏暦 2522 年 (西暦 1979 年) の特許法令に沿い発令された

省令 第 14 章 (仏暦 2535 年/西暦 1992 年) を無効にする。

第 2 条 特許所持者または準特許所持者が、特許または準特許の権利に従い個人に権利を使用させる許可をまだ契約していない場合には、登記している人物の特許権または準特許権を他人に使用させると承諾した旨を記録してもらうようにする。その際には、局長が職員に対して取り決めた用紙に従い、承諾した内容を取り下げないとする内容も記録するかあるいは、書留で以下のいずれかの場所の担当職員宛に郵送する。

(1) 商務省 知的所有権局

(2) 局長が決めた通りの県レベルまたはその他各県に散らばっている機関の商務事務所

第 3 条 第 2 項の規定に従い、特許所持者または準特許所持者が承諾した旨の記録する言葉を話したあるいは、特許権あるいは順特許権の登記の中に、承諾の言葉を記録したら、特許所持者または準特許所持者は、その人以外の他人には権利を譲渡してはならない。

第 4 条 承認の言葉の記録の申請を受けたら、職員はその言葉の裏づけとなる書類を確認する。もしも、特許使用または準特許使用に関する承認の言葉の記録や、特許所持者または準特許所持者が、個人に対して、特許使用权あるいは準特許使用权を認めていなかった場合、職員は指示を仰ぐために局長に申し出る。

特許所持者の団体または準特許所持者の団体がいたり、特許所持者の団体または準特許所持者の団体の一人一人が、他人に対して特許使用または準特許使用の使用を認める言葉を記録させることを認めたとしたら、局長に報告する前に職員に、特許所持者の団体または準特許所持者の団体の承認の言葉を記録させる。

第5条 局長が、他人に対して特許権あるいは準特許権の使用を承認する言葉を記録する許可を出した時は、職員はその言葉を特許権登記台帳または準特許権登記台帳に記録する。それと同時に特許権所持者または準特許権所持者に対し、通知する。また、30 日以内に商務省知的財産所有権局に、上記の承認の言葉を公示する。

第 6 条 特許権または準特許権に従い他人に対する特許権あるいは準特許権の認証の言葉を受けている特許権または準特許権を使用したい個人は、局長が職員に定めている用紙に記入して申請するか、書留で以下のいずれかの場所の担当職員宛に郵送する。

- (1) 商務省 知的所有権局
- (2) 局長が決めた通りの県レベルまたはその他各県に散らばっている機関の商務事務所

1 行目に従い権利の使用申請を行う際は、権利使用申請者が、その理由、権利の制限内容と特許または準特許使用に際する返答を申請の内容に入れておく。

第 7 条 特許権または準特許権の使用の申請を受けた日から 30 日以内に、職員に、特許権所持者と準特許権所持者に対し、その承認の言葉の写しと共に書類形式で報告させる。また、特許権所持者と準特許権所持者に対し、職員から上記の書類を受け取った日から 90 日以内に、権利の制限と、権利使用申請者の提案による権利使用料金に関する条件に対して意見を示すために、職員に対し書類を提出させる。

第 8 条 特許権所持者と準特許権所持者が、権利の使用制限条件と、権利使用申請者が提案する権利使用料金について賛成したとしたら、局長は、特許権または、準特許使用権申請者に対し、特許または準特許の権利に従い、使用を認める。また、職員に、その状況に応じて、権利使用申請者と特許権所有者あるいは準特許権使用者に対して文書で通告する。

第 9 条 特許権所持者と準特許権所持者、特許権使用申請者と準特許権使用申請者が、ケースバイケースにより、特許権所持者と準特許権所持者が、権利の使用制限、権利使用申請者からの報酬についての条件に賛成せず、合意に至らない場合は、

特許権所持者と準特許権所持者が、職員から通告の書類を受け取った際に、第 7 項に定める期限以内に職員に書類を送付しなければ、局長が特許権所持者と準特許権所持者に対し、特許権使用申請者と準特許権使用申請者とケースバイケースにより、局長が定めた期間以内に合意するように命ずる。それでも両者が上記に定めた期間以内にまだ合意出来ない場合は、局長が特許権使用申請者と準特許権使用申請者に対し、局長が妥当と考える権利の使用制限と権利使用料金の条件に従って特許権と準特許権の使用を認める判断を下す。そこで、これらの規定を熟考し、以下の通りに記す。

- (1) 発明の重要性
- (2) 権利使用申請者の身分あるいは、事業の特性
- (3) 条件 権利使用制限 また、他人への権利使用許可に対する権利使用料
- (4) 権利使用申請者がその発明から享受する利益
- (5) 特許権所持者と準特許権所持者が、その発明から享受するあるいは享受すると想定される利益
- (6) 条件 権利の使用制限 役員の判断により定められた特許権使用料金

第 10 条 他人に対して特許権または準特許権を承認することばを特許登記または準特許登記に記録した際は、特許権または準特許権の年間使用料金を半額に引き下げる。

第 11 条 第 46 項の特許権に従っている権利使用申請者または、第 65 項 10 と第 46 項の準特許に従い権利を申請している者に対し、ケースバイケースによって、局長が職員に定めている用紙に記入して申請するか、書留で以下のいずれかの場所の担当職員宛に郵送する。

- (1) 商務省 知的所有権局
- (2) 局長が決めた通りの県レベルまたはその他各県に散らばっている機関の商務事務所 申請者は次のものを証拠として示さなければならない。

(1) 特許権または準特許権が発行された日から数えて 3 年以内に定めたといい証拠、あるいは特許権または準特許権を申請した日から数えて 4 年で、その後期間が終了したら、いかなる理由においても領域内での生産または、権利に基づく生産方法の使用があってはならないし、その特許権または準特許権を使用した製品を販売してはならないし、

特許権または準特許権の製法を使用した商品や、相場以上に高い価格で前述の製品の販売を行ってはならない。または適切な理由も無く、国内で国民の需要に応えない製品の販売を行ってはならない。

(2) ケースバイケースにより、特許権所持者または準特許権所持者から特許権または準特許権を使用する許可を取ろうとしている権利使用申請者についての証拠が、その際にそのケースバイケースにより条件と使用料金を提案しても一定の期間内に合意出来ない場合

(3) 状況に応じた証拠を提出することで、特許権または準特許権の使用許可の権限の範囲と期間を定める。

(4) 特許権、準特許権の権利使用料金と特許権所持者、準特許権所持者の権利の使用制限と第 48 項 2 行目または第 65 項 10 と第 48 項の特許権、準特許権使用許可認定者についてはケースバイケースである。そこで、権利使用許可申請者は、権利使用許可を申請している開発に対する権利使用料金の資料を提出するか、他人と同じ性質の発明を提出する。

(5) 今回の権利申請が、国内の人民の需要に対応しているかどうかの真偽

(6) 生産運営に関するスケジュール、販売、または権利使用申請者あるいは準権利使用申請者の権利に従い輸入するという証拠

第 12 条 と第 47 項に従って特許権を使用したり、または第 65 項の 10 と第 47 項に従って準特許権を使用したいという要望のある特許権所持者あるいは準特許権所持者は、局長が職員に定めている用紙に記入して申請するか、書留で以下のいずれかの場所の担当職員宛に郵送する。

(1) 商務省 知的所有権局

(2) 局長が決めた通りの県レベルまたはその他各県に散らばっている
機関の商務事務所

第 1 行に従って権利の使用権を申請する際には、以下の証拠書類を提示しなければならない。

(1) 提出する証拠

(A) 経済的にも良い効果がある技術面での重要性のある発明の特許権の使用申請を行っている発明

(B) 特許権所有者または準特許権所有者は、その権利使用の申請状況に相応しい条件のもとで、特許権または準特許権の権利を使う。

(C) 権利使用申請者は、権利使用委譲または準権利使用移譲以外の場合は、上記に述べた権利を他人に委譲することは出来ない。

(2) 権利使用料金 特許権または準特許権に従い権利を使用する条件と、特許権所有者あるいは準特許権所有者の権利制限と権利を使用するよう認可を受けた者

(3) 権利使用申請者は、権利所有者あるいは準権利所有者が、権利使用申請者が、権利使用料金を支払う者だという認識を明記する。

(4) 特許使用申請者は、その特許権所持者あるいは準特許権所持者から、その権利を使用する許可を取るよう努力する証拠がある。その際にケースバイケースに合った権利使用料金を提案する。

第 13 条 第 47 項謄本に従い特許権または、第 65 項 10 と第 47 項に従い準特許権を使用したいと考えている特許権所持者あるいは準特許権使用者に、ケースバイケースで局長が職員に定めている用紙に記入して申請するか、書留で以下のいずれかの場所の担当職員宛に郵送する。

(1) 商務省 知的所有権局

(2) 局長が決めた通りの県レベルまたはその他各県に散らばっている機関の商務事務所

第 1 行に従って権利の使用権を申請する際には、以下の証拠書類を提示しなければならない。

(1) 証拠を示すもの

(A) 経済的にも良い効果がある技術面での重要性のある発明の特許権の使用申請を行っている発明

(B) 権利使用申請者は、上記の権利を他人に委譲することは出来ない。

(2) ケースバイケースにより、特許権所持者または準特許権所持者から特許権または準特許権を使用する許可を取ろうとしている権利使用申請者についての証拠が、その際にそのケースバイケースにより条件と使用料金を提案しても一定の期間内に合意出来ない場合

(3) 特許権、準特許権の権利使用料金と特許権所持者、準特許権所持者の権利の使用制限と第 48 項 2 行目または第 65 項 10 と第 48 項の特許権、使用許可認定者についてはケースバイケースである。そこで、権利使用許可申請者は、権利使用許可を申請している開発に対する権利使用料金の資料を提出するか、他人と同じ性質の発明を提出する。

第 14 項 局長が、権利使用申請者に許可証を発行するように命じ、許可申請者が権利使用料金を既に支払った場合は、それぞれの特許権または準特許権に従って職員が許可証を発行する。また、権利登記書あるいは準権利登記書にその詳細を記録する。

係争当事者が役員に対して、局長の判断の言葉を控訴した場合は、

役員が、特許権または準特許権の使用申請者に対し、判定の言葉や許可を与えた際や、許可申請者が、権利使用料金を既に支払った時には、それぞれの特許権または準特許権に従って職員が許可証を発行する。また、権利登記書あるいは準権利登記書にその詳細を記録する。

係争当事者が役員に対して、局長の判断の言葉を控訴した場合は、裁判所が、特許権または準特許権を使用申請者に対して認めるという判決を出した際あるいは権利使用申請者が権利使用料金を既に支払った場合は、それぞれの特許権または準特許権に従って職員が許可証を発行する。また、権利登記書あるいは準権利登記書にその詳細を記録する。

第15項 特許使用許可証あるいは準特許使用許可証は、この書類の巻末に添付している用紙フォーム SP/201-B と OSP/201-B を使用する。

第16項 第48項2行目または第65項10と第48項の特許権所持者、準特許権所持者、特許権あるいは準特許権使用認可者についてはケースバイケースである。もし第46項または第65項10と第46項に従い、特許使用申請あるいは準特許使用申請を取り消す場合は、局長が職員に定めている用紙に記入して申請するか、書留で以下のいずれかの場所の担当職員宛に郵送する。

(1) 商務省 知的所有権局

(2) 局長が決めた通りの県レベルまたはその他各県に散らばっている機関の商務事務所

第1行に従って権利の使用権を申請する際には、以下の証拠書類を提示しなければならない。

(1) 発行済みの許可証の期限が切れて、もうこれ以上生じないという理由と、

(2) 前述の、許可証を無効にすることが、権利の使用許可を出した人物や、その人物が所有する権利に絶対に不利益にならないこと。

第17項 局長が、特許権または、準特許権の許可証の取り消しの指示を出した場合、職員は、第38項もしくは、第65項と第38項に従い、特許権所持者あるいは特許権使用認可者に速やかに通告する。

第18項 係争当事者が、局長の指示に対して控訴しなかった場合、あるいは、局長の指示に控訴し、役員または裁判所が、特許権あるいは準特許権の使用許可書を取りけす旨の最終判決を出した場合、

職員は、特許あるいは準特許登記記録書類に、特許使用权あるいは、準特許使用权の許可証を取り消した旨記録する。

第 19 項 他人に対して権利の使用を認める、使用許可申請と第 45 項、第 46 項、第 46 項の写し、第 50 項に従い、権利の使用を認めることを記録するように申請することは、つまり仏暦 2542 年（西暦 1999 年）特許法令（第 3 章）が、規律的にも、方法的にも、仏暦 2522 年（西暦 1979 年）に発令された特許権法令に基づいて出された省令第 14 章（仏暦 2535 年/西暦 1992 年）に従い、前述の権利の使用を認める言葉の記録を行う。

発行日 仏暦 2542 年（西暦 1999 年）9 月 24 日

署名

(Mr.パイブーン・ゲーオートーン)

商務省大臣

商務省大臣業務代行

ガルーダ (タイ国公文書の模様)

SP/201-B

特許権に基づく権利使用許可証

この許可証は以下の内容を証明する

仏暦 2522 年 (西暦 1979 年) の特許法令に従い特許権を使用するよう許可を受けた者である

特許権 No,

発行日 月 仏暦

発明に関する名称

条件、権利使用制限、特許権使用申請者と特許権使用許可者の間で合意した権利使用料金あるいは知的財産所有局局長が定めた内容は、この書類の巻末に添付してある。

発行 日 仏暦

(署名)

()

知的所有財産局局長

許可証発行者

印

職員.....

右端の文字

—特許権に従い使用許可を示す孔

条件

右端の文字

—特許権に従い使用許可を示す孔

権利の使用制限

右端の文字

一特許権に従い使用許可を示す孔

権利使用料金

右端の文字

—特許権に従い使用許可を示す孔

ガルーダ (タイ国公文書の模様)

SP/201-B

準特許権に基づく権利使用許可証

この許可証は以下の内容を証明する

仏暦 2542 年 (西暦 1999 年) 特許法令 (第 3 章) に追記・改定した仏暦 2522 年 (西暦 1979 年) の知的所有権法令従い、特許権を使用するよう許可を受けた者である

特許権 No,

発行日 月 仏暦

発明に関する名称

条件、権利使用制限、特許権使用申請者と特許権使用許可者の間で合意した権利使用料金あるいは知的財産所有局局長が定めた内容は、この書類の巻末に添付してある。

発行 日 仏暦

(署名)

()

知的所有財産局局長

許可証発行者

印

職員.....

右端の文字

一準特許権に従い使用許可を示す孔

条件

右端の文字

—準特許権に従い使用許可を示す孔

権利の使用制限

右端の文字

一準特許権に従い使用許可を示す孔

権利使用料金

右端の文字

一準特許権に従い使用許可を示す孔

5 タイのバイオディーゼル戦略

国の競争力を高めるために、エネルギー省が定めたエネルギー戦略と、上記の戦略に対して仏暦 2546 年（西暦 2003 年）9 月 2 日に内閣が認証したことも受けて、長持ちする代替エネルギーの開発戦略は、商業的な循環エネルギーの使用比率を増加させる、あるいは、または発電目的の使用/または仏暦 2554 年（西暦 2001 年）タイ全土のエネルギー使用量を、現在の 0.5%を、8%の比率とする目標を定めたひとつの戦略である。

生物燃料の開発 (Biofuel) とは、エタノールとバイオディーゼルのことであり、前述の循環エネルギーの使用比率を増加させる計画の下でのひとつの目標である。代替エネルギーとエネルギー保護開発局によるエネルギー省は、バイオディーゼル関連の戦略を作った。また、エネルギー省大臣は、仏暦 2547 年（西暦 2004 年）3 月 31 日に以下のように認証した。

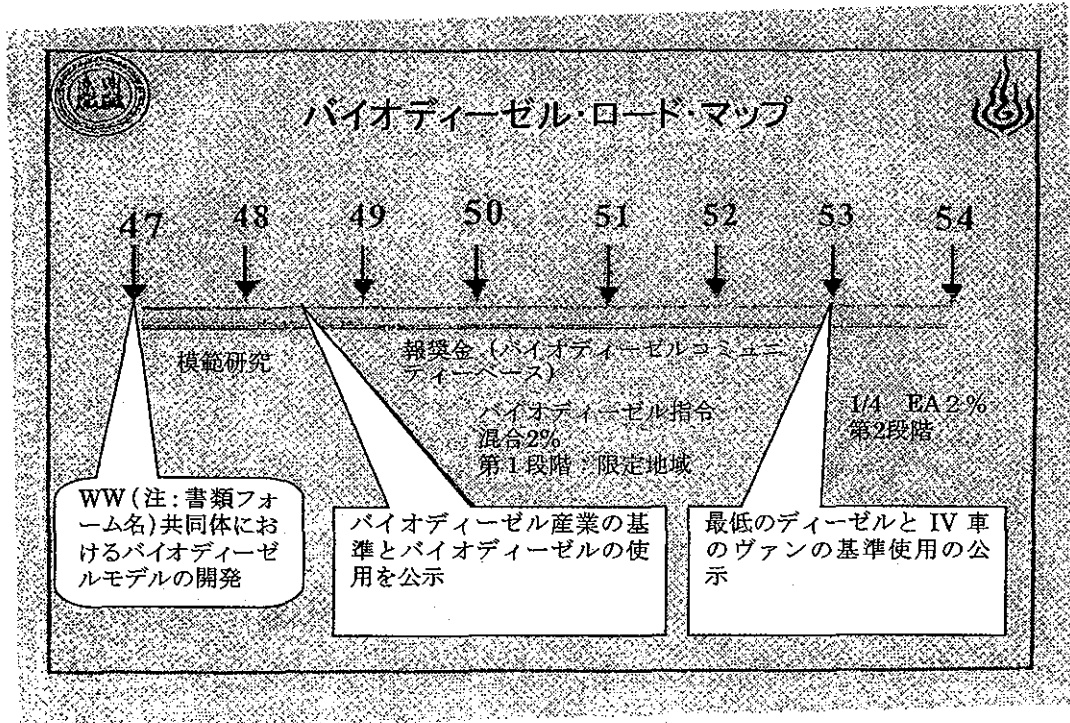
戦略に関するビジョン

- 国と共同体のエネルギー面を永続的に確固たるものにするため
- 共同体の潜在能力を引き上げ、エネルギーの生産地にするため
- 国内のバイオケミカル産業の発展を促進するため

目標

仏暦 2544 年（西暦 2001 年）のディーゼルオイル使用量 3%、バイオディーゼルオイルに換算すると、1年につき 約 720 百万リットルに相当するディーゼル油に替わるバイオディーゼルの生産と消費の奨励。具体的には仏暦 2549 年から、適した地域において、バイオディーゼル油とディーゼルオイルを、バイオディーゼルオイルが 2%の割合で混合する。（つまりバイオディーゼル 2%にディーゼル油 98%の割合である。）また、全国的には仏暦 2553 年（西暦 1990 年）は、運輸分野に使用するためと、共同体におけるディーゼルオイルに代わるバイオディーゼル生産の推進を仏暦 2554 年（西暦 1991 年）には、運輸分野、農業分野において、ディーゼルオイルの使用量の 1%にする。

バイオディーゼル生産に使用する原材料については、使用済みの植物オイル、椰子オイル、豚のラードなどの動物性オイルを使用する。



基礎データ要約

年	ディーゼルオイルの需要	必要とされる植物オイル
仏暦 2545年 (西暦 2002年)	16,077 百万リットル/1年	
仏暦 2549年 (西暦 2006年)	18,500 百万リットル/1年	110 百万リットル/1年 (0.5%)
仏暦 2554年 (西暦 2011年)	24,000 百万リットル/1年	800 百万リットル/1年 (3%)

植物オイルの潜在能力 (植えた年仏暦 2545/6年) (西暦 2002/3年)	植えた植物 (百万ライ*)	収穫 (百万トン)	産出量 (トン/ライ)	オイルの割合 (%)	潜在能力 (百万リットル)
● 椰子オイル	1.96	4.90	2.50	18.0	130.0
● ココナツ	2.03	1.40	0.69	55.0	無し

*ライ (= 1600 m²)

バイオディーゼル生産に使用する植物オイルの潜在能力 約 150 百万リットル/1年 (現在の見積もり)

- パームオイル 130 百万リットル/年
- 使用済みの植物オイル 20 百万リットル/年

仏暦 2549年 (西暦 2006年) には、パームオイルを植えた土地の 10%以上の椰子オイルを使用できる収穫があったので、仏暦 2554年 (西暦 2011年) には、全国で椰子オイルを植えた土地の 25%を使用するように引き上げた。

バイオディーゼル生産投資費

椰子オイル 9-19 パーツ/リットル

使用済みの植物オイル 10-15 パーツ/リットル

投資費用 技術費 1.5-2.5 百万パーツ/1,000 リットル/1日

使用技術の種類 難しいものではない。エタノールかメタノールを使用して化学反応を起こし、発生したアルカリを活性剤として使用する連続しないタイプの生産方法 (Batchwise)

問題点

1. バイオディーゼルの価格がまだディーゼルオイルと競走できる価格ではない。
2. バイオディーゼを生産するうえで、原材料が不足している。
3. 燃料として、生産と使用を保障できるバイオディーゼルの基準が無い。

必要としている方法

- ディーゼルオイルを2%の割合で混合するバイオディーゼルの施策を定める。
- バイオディーゼルと、バイオディーゼを2%混合したディーゼルオイルの産業基準を定める。
- バイオディーゼルの開発研究と使用を推進する。
- バイオディーゼルに関しては、各種税金を免除する。
- 椰子オイルを燃料として使用すると定めるための椰子オイル戦略について、農林水産省と協力する。
- 椰子オイル製品からの副産物から取れる化学産業の推進。
- 厚生労働省と協力して、一度使用した植物オイルを再使用することを禁じる法令または省令を發布する。

推奨方法

- ユーロの方法を使用するように公示する また、硫黄ディーゼルオイルを使用するように公示する。

王立特許権法—仏暦 2522 年の王立特許権法—仏暦 2535 年（第 2 章）による修正・追記

及び併せて

王立特許権法（第 3 章）—仏暦 2542 年（特に第 5 部）と省令文書第 26 号—仏暦 2543 年の修正・追記

第 5 部

特許権に基づいた権利使用事項

第45条 特許権所持者は特許権登録において自身の特許権を他者に使用させるために承認認可状を記録させるようお願いすることとし、その際省令によって定められた規程や方法に従うものとする。

特許権登録承認認可状が記録され特許権使用希望者が現れた時、省局長が許可することによって特許権に従って権利を使用する人物が特許権を使用することができる。その際権利制限事項の条件並びに特許権使用に対する使用報酬に追従するものとし、そこで特許権所持者と特許権使用希望者との間に合意が生ずることとなる。仮に双方が合意に至らない場合、その期間において省局長は最も適切とされる事項を熟考しそれに従って条件並びに特許使用に対する使用料金を規定させることとする。

第 2 節に基づいた審査により、双方の問題は委員会に対し審査状を告知された日から数えて 30 日以内に提訴を行うことができるが委員会の審査が最優先となるものとする。

第 2 節に従い権利使用希望及びその許認は省令において規定された規則や方法に従わすものとする。

第 1 節によって承認記録された時は省令における規定に従い特許権に対する年毎の使用料金を引き下げるものとするが、年毎の使用料金の半額以下にはしない。

(23)

第46条 特許権を発行から 3 年の期限が過ぎるか特許権を受けるための申請をした日から数えて 4 年経つか、どちらの期間を完了とするかに依拠するが、もし権利使用願いを提出する際、特許権所持者が次のような理由で特許権を使用しないことを示す事情があることが明らかとなった場合、申請者は局長に対し特許権に基づいた権利使用願いを提出することとする。

(23) 以前の 46 条 1 項 P.R.B (王立法*以後省略) 特許権 (第 2 章) により修正追記—仏暦 2535 年 P.R.B 特許権 (第 3 章) 14 条により廃止—仏暦 2542 年 以後刷新されたものを代用

- (1) 適切な理由もなく王国内において生産活動を行わず、特許権に従ったプロセスを経ない場合 又は
- (2) 適切な理由もなく王国内において、特許権に基づき販売や生産または特許権に従ったプロセスに則った生産を行わず、また上述の生産品が適正価格をはるかに超えたものを販売している場合、または国民の必要性に対し適切に応えていない場合。

これらの事項は (1) (2) の場合のどちらであれ、特許権使用者は特許権所持者から特許の使用許可申請に努めなくてはならない。その際、特許権所持者は状況や事情に基づいた条件及び使用料を適切な期間内に合意に至らない場合も含め提示することになる。特許権使用申請は省令によって規定された規定、方法、条件に従うものとする。

(24)

第 46 条 付帯条項 全て廃止

(25)

第 47 条 下記におけるいずれかの特許権保有事項に基づいた権利使用が発生しその結果別の特許権保有事項に抵触した場合、上述の権利使用を希望する特許権所持者は別の特許権権利に従いその権利の使用申請を局長に対し行うことができる。その規定は下記の如くである。

- (1) 使用申請された知的財産における発明と比較したとき、権利使用申請者による発明がテクノロジー分野において重要な進歩を持つ発明であり、かつそれらが経済面においても良質な効果となり得る場合。
- (2) 特許権所持者が権利使用申請者の特許権に従って権利を使用する際、権利使用において適切な条件の下で行う場合。

(24) 46 条付帯条項 P.R.B 仏暦 2535 年 特許権 (第 2 章) により修正追記 P.R.B 特許権 (第 3 章) 15 条により廃止—仏暦 2542 年

(25) 以前の 47 条 P.R.B 仏暦 2535 年特許権 (第 2 章) により修正追記 P.R.B 特許権 (第 3 章) 16 条により廃止—仏暦 2542 年 以後刷新されたものを代用

- (3) 権利使用者が他者に対し上述の権利使用を移譲しない可能性がある場合、但し自身の知的財産と同時に移譲する行為は除く。

これらの事項は、権利使用者が特許権所持者から特許権に則った権利使用の許認を得るための努力を示す必要がある。その際、特許権所持者は状況や事情に基づいた条件及び使用料を適切な期間内に合意に至らない場合も含め提示することになる。特許権使用申請は省令によって規定された規定、方法、条件に従うものとする。

(26)

第 47 条 付帯条項

もし 46 条に則り使用させる許可を得た特許権における権利保有に従って権利使用がなされ結果として別の特許権保有事項に抵触した場合、使用申請者は 46 条に従って別の特許所有権権利に従いその権利の使用申請を局長に対し行うことができる。その規定は下記の如くである。

- (1) 使用申請された特許における発明と比較したとき、権利使用申請者による発明がテクノロジー分野において重要な進歩を持つ発明であり、かつそれらが経済面においても良質な効果となり得る場合。
- (2) 権利使用者が他者に対し上述の権利使用を移譲しない可能性がある場合
これらの事項は、権利使用者が特許権所持者から知的財産権に則った権利使用の許認を得るための努力を示す必要がある。その際、特許権所持者は状況や事情に基づいた条件及び使用料を適切な期間内に合意に至らない場合も含め提示することになる。特許権使用申請は省令によって規定された規定、方法、条件に従うものとする。

(26) 以前の 46 条付帯条項 P.R.B 特許権 (第 2 章) — 仏暦 2543 年 により修正追記

(27)

第 48 条 特許権所持者は第 46 条、第 47 条、第 47 条付帯条項に従って権利使用に対する使用報酬を受け取ることができる。

第 38 条に従って特許権所持者の権利を使用するよう許可を受けた人が一名だけの場合で特許権所持者は使用報酬を受ける権利がないような場合第 46 条、47 条または 47 条付帯条項に従い権利使用報酬を受ける権利が得られる。

(28)

第 49 条 第 46 条、47 条または 47 条付帯条項に従い権利使用の申請をする場合、権利使用申請者は権利使用料、特許権使用における条件、特許権所持者の権利制限について申し出なければならない。そして許可を受けた者に特許権所持者の権利を使用させるものとする。第 48 条 2 節に従い、同時に 48 条に従った権利使用に対する権利申請も併せ、権利使用申請者は自身が権利使用申し込みをする特許権所持者に対し自身の特許権に基づいた権利使用をする権利保持者となり、その代理行為に同意認可しなければならない。

第 46 条、47 条または 47 条付帯条項に従った権利使用の申請を受けた場合、省庁職員に権利使用希望者に申請審問日の規定を告知させる。また第 48 条 2 項に従った特許権所持者と特許権所持者の権利使用を許可された者に申請書の写しを該当事項において第 48 条 2 項に従った特許権所持者と特許権所持者の権利使用を許可された者に送付するものとする。

第 2 項における審問において省庁職員は特許権所持者の権利使用申請者及び特許権所持者の権利使用を許認された者を第 48 条 2 項に従って呼び出し書類または追記のいかなる事項をも送付するよう指摘することができる。その際省庁職員が審問を行い、局長が審査を行うが第 48 条 2 項に従った特許権所持者の権利使用申請者及び特許権所持者の権利使用を許認された者に対し審査事項を通知するところとなる。

(27) 以前の 48 条 P.R.B 仏暦 2535 年特許権 (第 2 章) により修正追記 P.R.B 特許権 (第 3 章) 18 条により廃止—仏暦 2542 年 以後刷新されたものを代用 (28) 以前の 49 条第 1 項 P.R.B 仏暦 2535 年特許権 (第 2 章) により修正追記 P.R.B 特許権 (第 3 章) 19 条により廃止—仏暦 2542 年 以後刷新されたものを代用

第 3 項に従った局長の審査に審査を通知された日から起算して 60 日以内に双方の事情を委員会に提訴することができる。

(29)

第 50 条 特許権所持者と特許権使用許可を受けたもの両者の合意及び第 46 条、47 条または 47 条付帯条項に従い、権利使用の申請者が特許権に基づく権利使用として適切なる者と局長が審査を下した時、局長は使用報酬、特許権の権利使用条件、48 条 2 項に従った特許権所持者の権利及び特許権所持者の権利使用を許認された者への制限事項を規定することとなる。そして両者が局長の定めた期間内に合意に達しない場合、局長は、使用報酬、特許権に基づいた権利使用における条件、特許権所持者の権利制限を規定するが、上述の如く適切なる熟考に従うものとする。下記にその規定を記す。

- (1) 許可が必要な状況を超えることのない期間の範囲であること
- (2) 特許権所持者が自身の知的財産権に従って権利使用を他の許認を受けた者に使用させることを容認させることが可能であること
- (3) 許認を受けた者は他者に許認状を移譲する権利はない。但し、特に該当権利に関する部分において商業行為での事業内容・名義の委譲に関してはその限りではない。
- (4) 許認は国内の人民に対し重要だと看做される必要性を提供するものでなければならない。
- (5) 使用報酬はその場合ごとの事情を満たすものでなければならないと規定する。

局長が使用報酬、特許権に従った権利を使用することの条件、上述の権利の制限を規定する時、該当の特許権に権利を使用する受容者に対し局長は許認状を発行するよう指示することとする。

第 1 項に従った局長の審査に審査を通知された日から起算して 60 日以内に双方の事情を委員会に提訴することができる。

(29) 以前の 50 条 P.R.B 仏暦 2535 年特許権 (第 2 章) により修正追記 P.R.B 特許権 (第 3 章) 20 条により廃止—仏暦 2542 年 以後刷新されたものを代用

第 2 項における特許権に基づいた特許使用の許認状発行は省令に定められた規定や方法に従って可能とせしめるものとする。

(30)

第 50 条 付帯条項

特許使用の許認状発行は第 46 条に従った方法で執り行うが、仮に許認された事由が終了し再びその事由発生の可能性がないことが明白な場合、許認を中止することがある。そして上述の中止は該当の権利を使用する許認状に従った権利行使をする権利使用を受けた者の実績に影響を与えさせないものとする。

第 1 項に従った許認状中止は省令で定められた規定や方法に従って執り行い、法令 49 条第 2 項、第 3 項及び 50 条に基づき追隨強制させるものとする。

(31)

第 51 条 目的が公共事業として行った事業による貢献、または国家防衛に必要な業務、または天然資源保全や環境保護及びそれに準じた行為、または食料・薬または他の消費財が過度に欠乏する事から自衛すること、またはその他の公共利益のためである場合、省・部局・庁は第 36 条に従い、いかなる種類の特許権権利をも使用する権限を持つものとし、上述の行為を自ら行うか他者に代理として行わせることができる。このような権利使用において省・部局・庁は第 48 条 2 項に従い特許権所持者または特許権使用許可を受けた者に対する報酬支払の義務が発生し、特許権所持者に対しすみやかに書面でもって通知しなければならない。これら全ては第 46 条、第 47 条、そして第 47 条付帯条項における条件制限の適応除外とする。

このような状況下において、局長に対し特許権権利使用報酬や条件の提案書提出させることとし、報酬規定は特許権所持者や特許権権利使用を容認された者に対する特許権権利に従った権利使用を望む省・部局・庁間の合意に従うこととし、法令 50 条に基づき追隨強制させるものとする。

(30) 以前の 50 条付帯条項 P.R.B 仏暦 2535 年特許権 (第 2 章) により修正追記 P.R.B 特許権 (第 3 章) 20 条により廃止—仏暦 2542 年 以後刷新されたものを代用

(31) 以前の 51 条第 1 項 P.R.B 仏暦 2535 年特許権 (第 2 章) により修正追記 P.R.B 特許権 (第 3 章) 21 条により廃止—仏暦 2542 年 以後刷新されたものを代用

(32)

第 52 条 戦争や緊急状態になった場合、国家の防衛や国民の安定を維持するため内閣総理大臣は内閣の承認のもと、いずれもの特許権権利を使用する発令を出す権限を有することができる。その場合、公正なる報酬支払を特許権所持者に対し行うこととし、特許権所持者に対しすみやかに書面でもって通知しなければならない。

特許権所持者は上述の発令や報酬に対し提訴権を有するが、その場合該当発令の告知を受けた日から起算して 60 日以内に法廷に申しでることとする。

(P33)

記載根拠及び記載原則記録

省令執行 第 26 章 (仏暦 2542 年)

仏暦 2522 年王立特許権法内容に基づき交付

根拠

特許権権利申請のための規定方法や申請条件を改定することと併せて特許権を使用許可させるための規定、方法や使用条件を改定目的とし、仏暦 2522 年王立特許権法内容に則り交付 (仏暦 2535 年) された省令第 14 章を仏暦 2522 年王立特許権法内容に従い改定する。

原則

仏暦 2522 年の王立特許権法が仏暦 2542 年に (第 3 章) の王立特許権法によって改定追記されたことによって、特許権所持者の権利使用権限における条例を幅広く改定されたことになり、同時に第 46 条付帯条項に記載されていた権利使用権限問題において政府介入に関する規則は廃止することとした。これ以外に特許権所持者の権利使用に関し規則の追加を行い、他の特許権権利保有や条例の侵害が保護されるようもう一種類の特許権適用を追加させた。それ故、規則、方法及び権利申請条件を適切に修正し権利使用できるよう許認した。上述の如くであるため当初の部分への追記修正と一致させるため、この省令を発令する必要が生じた。

3-2. タイ科学技術振興分野17年度要望調査票

- 3-2-1. 開発調査「バイオ材料における技術革新」
- 3-2-2. 技術協力プロジェクト「太陽電池における人材育成及び標準化」
- 3-2-3. 同上「TLO 設立支援」
- 3-2-4. 同上「ナノテク推進」
- 3-2-5. 同上「先端工学材料開発及び標準化」
- 3-2-6. 同上「家庭用電源としての1-3kw 燃料電池開発」
- 3-2-7. 同上「医療グリッドハイウェイの設立」

要請案件調査票1 (フォローアップ事業を除く)

平成17年3月8日 1頁

プロジェクト番号: 0180560E0110

新規継続区分 新規 継続

国名 タイ

援助重点分野 競争力強化

開発課題 科学技術振興

協力プログラム名 科学技術振興プログラム

(プログラム番号) 0180560

プロジェクト番号 0180560E0110

- 投入形態
- A技術協力プロジェクト
 - B技術協力個別案件(専門家)
 - C技術協力個別案件(研修)
 - D技術協力個別案件(機材)
 - E開発調査プロジェクト
 - F無償資金協力プロジェクト
 - Gボランティア
 - H14年度継続

(事前評価調査 有 無 →無の場合は付属資料1を記入のこと)

案件名(和) バイオ材料における技術革新

(英) Innovation on Biotechnology Materials in Thailand

(外)

相手国機関名(和) 科学技術省国家技術革新局

(外) Ministry of Science and Technology, National Innovation Agency

プロジェクトサイト

現状と問題点

バイオテクノロジーはタイの「国家科学技術戦略計画2004-2013」でも1つの重点テーマとして位置づけられ、2003年12月には「バイオテクノロジー開発政策フレーム(2004-2011)」が発表されている。この政策フレームの中の国家目標の1つとして「バイオテクノロジーを活用して環境を保護し、クリーンエネルギーを生み出す」ことが掲げられ、その実施方策として生分解可能なバイオプラスチックの開発が挙げられている。

タイは自然資源に恵まれており、国際的にもこの資源を活用した技術開発をすることが比較優位とされている。とりわけキャッサバやタピオカを利用したバイオ材料の開発が大きな課題となっている。しかしながら、現在タイではバイオ材料を開発する先進的な地域技術拠点が不足しており、この技術開発の観点から、そして将来的な日本との産業提携の観点からも、日本からの技術協力を必要としている。

我が国援助方針との整合性

本要請は、2005年度向け要望調査の重点課題のうち、国家の競争力強化に資する「科学技術振興」に資する案件である。

また、バイオ材料は日本の企業でも活用が研究されているため、本協力は2003年に実施された「タイ国別援助研究会」提言にある「日本の各層における対タイ交流の拡大・緊密化」「日本の経済活性化」にもつながる触媒としても期待される。

案件概要

在外主管型案件 (在外主管で実施したい案件をマーク)

1) 上位目標

タイにおけるバイオ材料開発に関するタイの政府、研究機関、民間企業の共同研究体制が確立され、以ってタイの自然資源を活用したバイオビジネスが起業される。

2) 案件の目標

タイにおけるバイオ材料の研究開発動向を把握し、具体的に共同研究開発可能なテーマを抽出して、その実施のために必要な方策や実現可能性を明確にする。

3) 成果

1. タイにおけるバイオ材料研究開発の現状(研究人材、テーマ、動向)
2. 研究促進のために求められる方策・インセンティブに対する提言
3. 日本のバイオテクノロジー研究動向の情報
4. 日タイの共同研究、ジョイントベンチャーのパイロットプロジェクト及びその結果得られる教訓

4) 活動

- 第1期 タイにおける研究開発動向に関する情報把握。タイにおいて優先度の高いバイオプロジェクトの明確化
 - アンケートやインタビュー等による研究人材やテーマ及び研究動向の把握
 - 優先度/熟度の高い研究開発テーマのマッピング
- 第2期 日本のバイオ技術とタイに欠けている領域とのマッチングによる提携可能性の模索
 - 日タイのバイオ材料分野の研究者間での情報共有ワークショップ
- 第3期 タイにおけるバイオ材料活用技術の実証及び民間セクター投資の可能性
 - 開発・投資奨励策の検討(税控除、インセンティブ等)
- 第4期 タイにおけるバイオビジネスのパイロットプロジェクト設置による検証

5) 投入

日本側投入

開発調査 30MM程度 1億円

相手側投入

カウンターパート人材
 タイ側研究人材(検討ワークショップ用)

6) 外部条件

協力期間

2005年09月～2006年08月

協力概算額

100 百万円 (内17年度実施分;60百万円)

実施体制

- タイ側カウンターパートとして、NIAより研究者及びエコノミスト計6名配置
 また、他の関係機関として、以下の機関との連携実施体制をとる。
- 国家科学技術開発庁(NSTDA) 国立遺伝子・生物科学センター(BIOTEC)、国立金属・材料技術センター(MTEC)
 - マヒドン大学
 - カセサート大学
 - シリントン国際技術研究所

関連する援助活動 ●JBICとの連携の有無 ○有り ●無し

1) 我が国の援助活動(有償資金協力等との連携について、案件名のみではなく、連携内容等についても言及する)

援助活動ではないが、2004年8月に産業技術総合研究所、東京工業大学、国際農林水産業研究センターが合同調査団をタイに派遣し、NSTDA及びTISTRとバイオマスに関する共同研究実施の可能性のワークショップを実施。今後、より具体的な実施に向けた協議を継続させていく見込みである。

2) 他ドナー等の援助活動

ミレニアム開発目標との関連

ゴール7 環境社会面における持続可能な開発の達成		
--------------------------	--	--

我が国重要開発課題との関連

民間セクター開発		
----------	--	--

ジェンダー配慮について (ジェンダーの観点から見た本案件に関する情報)

類似案件からのフィードバック

裨益者グループの種類と規模(人数・人口) (可能な限りで男女別に記載)

治安状況

特に問題なし

その他

民間との連携を希望 (民間に一括委託するのが望ましい案件をマーク)

民間への一括委託ではないが、日本側研究者としては公立機関にとどまらず、民間の人材を巻き込むことを希望。

優先順位 (先方政府順位) ○A ○B ○C

(我が方順位) ●A ○B ○C ○未定

在外(現地ODAタスクフォース)コメント

科学技術振興分野において、バイオテクノロジーは重点課題となっており、その中でも天然資源からエネルギーや材料を生み出すバイオマスについては将来的に日タイの研究アクターによる協議により、JICAの協力としても具体的な案件を仕込むことが期待されている分野である。その中でもバイオ材料は、日本企業も環境問題への取り組みから非常に高い関心を持っているものの、原材料コストが高額なことからコストパフォーマンスが余りよくないのが現状であるため、豊富な天然資源を持つタイに対して強い関心を持っている。本要請は、タイの重点戦略に資するばかりでなく、日タイの将来の共同研究をにらんだ開発調査であり、上記観点と絡めて近い将来のJICAとしての案件化にむけた調査としても位置づけることが期待されるため、実施意義は非常に大きいと思料される。

要請案件調査票1 (フォローアップ事業を除く)

平成17年3月8日 1頁

プロジェクト番号: 0180560A0040

新規継続区分 新規 継続
国名 タイ
援助重点分野 競争力強化
開発課題 科学技術振興
協力プログラム名 科学技術振興プログラム
(プログラム番号) 0180560 プロジェクト番号 0180560A0040
投入形態 A技術協力プロジェクト F無償資金協力プロジェクト
 B技術協力個別案件(専門家) Gボランティア
 C技術協力個別案件(研修) H14年度継続
 D技術協力個別案件(機材)
 E開発調査プロジェクト
(事前評価調査) 有 無 →無の場合は付属資料1を記入のこと

案件名(和) 科学技術戦略分野における制度・人材開発(太陽電池における人材育成及び標準化)

(英) Institutional and Capacity Development in the Targeted Fields of Science and Technology (HRD and standardization project on PV)

(外)

相手国機関名(和) 科学技術省 国家科学技術開発庁

(外) Ministry of Science and Technology, The National Science and Technology Development Agency (NSTDA)

プロジェクトサイト

現状と問題点

タクシン首相が過疎地域及び新都心の新たな代替エネルギー源として、30万世帯に太陽電池を配備する政策を打ち出したことにより、タイにおける太陽電池市場は急速に拡大している。
こうした動向を受けて、日本の太陽電池企業もタイの市場に参入し、太陽電池の生産拠点を設けることを検討している。
しかしながら、タイの太陽電池分野を担う人材及び太陽電池の測定及び標準化にかかる研究開発が欠如していることが障害となっている。
こうした障害を克服するために、太陽電池の製造評価技術及び標準化にかかる人材を育成することにより、日本の大学及び研究機関との共同研究の基盤を整備することが必要とされている。

我が国援助方針との整合性

本要請は、2005年度向け要望調査の重点課題のうち、国家の競争力強化に資する「科学技術振興」に資する案件である。
また、本協力は2003年に実施された「タイ国別援助研究会」提言にある「日本の各層における対タイ交流の拡大・緊密化」「日本の経済活性化」にもつながる触媒としても期待される。

案件概要

在外主管型案件 (在外主管で実施したい案件をマーク)

1) 上位目標

太陽電池における専門家不足及び標準化の欠如の問題を克服し、太陽電池の利用が促進される。

2) 案件の目標

太陽電池のセル測定技術や薄膜評価技術といった標準化に必要な技術を習得する。

3) 成果

- 1. NSTDAの10人の中核研究人材が測定・評価技術を習得する。
- 2. タイにおける太陽電池の標準化に必要な情報が集積される。

4) 活動

- 1. セル測定技術や薄膜評価技術に係る本邦研修
- 2. NSTDAにおける太陽電池標準化にかかる検証

5) 投入

日本側投入

専門家 150万円×6MM=900万円
本邦研修 210万円×30M=6300万円
機材 450万円

相手側投入

カウンターパート人材
執務スペース
管理経費

6) 外部条件

協力期間

2005年07月～2007年06月

協力概算額

77 百万円 (内17年度実施分;36百万円)

実施体制

関連する援助活動 ●JBICとの連携の有無 ○有り ●無し

1) 我が国の援助活動(有償資金協力等との連携について、案件名のみではなく、連携内容等についても言及する)

2) 他ドナー等の援助活動

ミレニアム開発目標との関連

なし

我が国重要開発課題との関連

エネルギー・鉱業	民間セクター開発	
----------	----------	--

ジェンダー配慮について (ジェンダーの観点から見た本案件に関する情報)

類似案件からのフィードバック

2003年12月にNSTDAと東京工業大学との間で、太陽電池研究開発に関するMOUを締結している。本申請の実施の際は、この枠組みを踏まえて、東京工業大学をFocal Pointとして、関連研究機関を巻き込むことが、JICAの協力後のアクター相互の自立的かつ持続的な提携関係を構築させるためには有益であると料する。

裨益者グループの種類と規模(人数・人口) (可能な限りで男女別に記載)

タクン政権の政策により、過疎地域や新都心を中心に30万世帯に太陽電池を配備する計画があるため、本申請の協力により、この計画による受益者に裨益効果があるといえる。

治安状況

特に問題なし。

その他

民間との連携を希望 (民間に一括委託するのが望ましい案件をマーク)

民間への一括委託ではないが、本邦研修の際には、大学や研究機関だけでなく、太陽電池を開発・製造している民間企業も巻き込むことが将来的な日タイ提携につながるものとして期待される。

優先順位 (先方政府順位) ○A ○B ○C

(我が方順位) ●A ○B ○C ○未定

在外(現地ODAタスクフォース)コメント

タイ側の政策的重要性及び日タイ双方の想定アクターも明確であるため、2年間の協力による持続性やインパクトも十分期待できる案件。
 タイの状況に合った太陽電池の標準化にかかる日タイ共同での実証研究を実施する前段階として、2年間の協力ではタイの状況を考慮しつつも、あくまで日本における製造評価や標準化にかかる技術を習得することを主眼とするという意味では、ODAによる技術協力としての関与のポジションも明確である。
 そのため、本協力実施の意義は非常に高いと判断される。

新規継続区分 新規 継続

国名 タイ

援助重点分野 競争力強化

開発課題 科学技術振興

協力プログラム名 科学技術振興プログラム

(プログラム番号) 0180560

プロジェクト番号 0180560A0060

投入形態 A技術協力プロジェクト F無償資金協力プロジェクト
 B技術協力個別案件(専門家) Gボランティア
 C技術協力個別案件(研修) H14年度継続
 D技術協力個別案件(機材)
 E開発調査プロジェクト

(事前評価調査 有 無 →無の場合は付属資料1を記入のこと)

案件名(和) 科学技術戦略分野における制度・人材開発(TLO設立支援)

(英) Institutional and Capacity Development in the Targeted Fields of Science and Technology (Establishment of Technology Licencing Office (TLO))

(外)

相手国機関名(和) 科学技術省 国家科学技術開発庁

(外) Ministry of Science and Technology, The National Science and Technology Development Agency (NSTDA)

プロジェクトサイト

現状と問題点

タイにおいてTLOの概念が最初に導入されたのは、1987年にチュラロンコン大学においてであり、その後マヒドン大学、カセサート大学でも導入された。しかしながら、いずれもTLOに関する経験、理解、そして熟練した人材の不足により、ほとんど定着していない。他方NSTDAでは、これまでタイにおける研究開発の推進に力を入れてきたが、研究成果の商業ベースでの利用をほとんど考えてこなかった。しかしながら、現在NSTDAでは知的財産の商業化の改善及び技術ライセンスシステムが重要な課題となっており、TLOがその課題解決として強く求められている。こうした背景の下、NSTDAは2004年末にTLOを設置し、運営を始めることとしている。これがNSTDAの研究結果及び知的財産の普及を助け、技術移転を効率化させることにつながることを期待されている。しかしながら、タイにおけるTLOの専門家が不足していることが、TLO運営の大きな問題となっている。

我が国援助方針との整合性

本要請は、2005年度向け要望調査の重点課題のうち、国家の競争力強化に資する「科学技術振興」に資する案件である。また、本協力は2003年に実施された「タイ国別援助研究会」提言にある「日本の各層における対タイ交流の拡大・緊密化」「日本の経済活性化」にもつながる触媒としても期待される。

案件概要

在外主管型案件 (在外主管で実施したい案件をマーク)

1) 上位目標

産業競争力を強化させるために、政府ベースの研究結果の商業化のアプローチを改善し、産官学の共同研究開発を促進する。

2) 案件の目標

NSTDAがTLO運営に係る人材を育成し、日タイのTLOのネットワークを構築する。

3) 成果

1. NSTDAのTLOが効果的に運営管理されるようになる。
2. NSTDAの研究成果及び知的財産の商業化が促進される。
3. 運営ノウハウをもったTLOスタッフが増加する。
4. 産官学連携による研究開発が増加する。
5. 国営・民間セクター双方において、研究開発の商業化に対する関心と理解が深まる。
6. タイにおけるTLO運営及び知的財産の商業化の経験が共有される。
7. タイの専門家及びTLOそのもののネットワークが構築される。

4) 活動

1. 特許申請、技術取引、TLO運営及び知的財産マネジメントに関するアドバイス
2. 特許申請、技術取引及びTLO運営に関するNSTDAスタッフに対する研修
3. 特許申請、技術取引及びTLO運営に関するワークショップ
4. タイの産官学連携による研究開発を含めた技術の取引及びライセンスングのための政策提言
5. TLO運営の健全性をはかる指標の提言
6. TLO及び技術ライセンスングにおけるタイの専門家の知識、経験の共有
7. タイの専門家及びTLOネットワークの構築

5) 投入

日本側投入

専門家 150万円×48MM=7200万円
 本邦研修 210万円×60MM=12600万円

相手側投入

カウンターパート人材
 執務スペース及び資機材
 通信・運搬経費
 タイにおけるセミナー・研修経費
 タイにおけるTLOネットワーク・技術データベース

6) 外部条件

協力期間

2005年07月～2007年06月

協力概算額

198 百万円 (内17年度実施分;90百万円)

実施体制

関連する援助活動 ●JBICとの連携の有無 ○有り ●無し

- 1)我が国の援助活動(有償資金協力等との連携について、案件名のみではなく、連携内容等についても言及する)
2)他ドナー等の援助活動

ミレニアム開発目標との関連

なし

我が国重要開発課題との関連

エネルギー・鉱業

民間セクター開発

ジェンダー配慮について (ジェンダーの観点から見た本案件に関する情報)

類似案件からのフィードバック

裨益者グループの種類と規模(人数・人口) (可能な限りで男女別に記載)

治安状況

特に問題なし。

その他

民間との連携を希望 (民間に一括委託するのが望ましい案件をマーク)

優先順位 (先方政府順位) ○A ○B ○C

(我が方順位) ●A ○B ○C ○未定

在外(現地ODAタスクフォース)コメント

タイの科学技術振興のためには、知的財産管理・運用は重要なテーマであり、必要不可欠な制度構築支援である。NSTDAが2004年中にTLOを設立することを鑑みると、2005年度での協力実施という緊急性も認められる。
また将来の日タイの共同研究や産業提携を促進させていくことを鑑みても、日本の事例をもとに制度支援をし、かつ日本のTLOとのネットワーク化を図ることは、日本の非ODAアクターがタイでの研究・経済活動をしていく環境整備という意味でも、重要性が高い案件である。

要請案件調査票1 (フォローアップ事業を除く)

平成17年3月8日 1頁

プロジェクト番号: 0180560A0020

新規継続区分 新規 継続
国名 タイ
援助重点分野 競争力強化
開発課題 科学技術振興
協力プログラム名 科学技術振興プログラム
(プログラム番号) 0180560 プロジェクト番号 0180560A0020
投入形態 A技術協力プロジェクト F無償資金協力プロジェクト
 B技術協力個別案件(専門家) Gボランティア
 C技術協力個別案件(研修) H14年度継続
 D技術協力個別案件(機材)
 E開発調査プロジェクト
(事前評価調査 有 無 →無の場合は付属資料1を記入のこと)

案件名(和) 科学技術戦略分野における制度・人材開発(ナノテク推進)

(英) Institutional and Capacity Development in the Targeted Fields of Science and Technology (Nanotechnology)

(外)

相手国機関名(和) 科学技術省 国家科学技術開発庁

(外) Ministry of Science and Technology, The National Science and Technology Development Agency (NSTDA)

プロジェクトサイト

現状と問題点

ナノテク分野はタイの科学技術分野においても重要な分野と認識され、2003年8月にNSTDA内に新たに国家ナノテクセンター(NANOTEC)の設置が正式に閣議決定され、2005年7月には国家ナノテックマスタープランが閣議決定されている。しかしながら、ナノテク分野はタイにおいては比較的新しい分野で、研究人材や資機材を含めた基本的な研究環境が欠如しているのが実状である。ナノテックマスタープランにはタイにおけるナノテク分野のニッチ領域の研究テーマが上げられているが、国家としての明確なターゲットが定まっていないため、各研究間の調整が十分できていない。こういった状況下で、マイクロ/ナノ・エレクトロ・メカニカル・システム(NEMS/NEMS)は勸業モニタリングやバイオセンサー、通信システムといった汎用性の広いテーマとして戦略的に研究が進められている。このため、ナノテク分野における戦略的テーマにおける研究開発を促進させるため、ナノテク研究を担うの基本人材の育成とターゲットテーマにおける人材育成が求められている。

我が国援助方針との整合性

本要請は、2005年度向け要望調査の重点課題のうち、国家の競争力強化に資する「科学技術振興」に資する案件である。また、本協力は2003年に実施された「タイ国別援助研究会」提言にある「日本の各層における対タイ交流の拡大・緊密化」「日本の経済活性化」にもつながる触媒としても期待される。

案件概要

在外主管型案件 (在外主管で実施したい案件をマーク)

1) 上位目標

本プロジェクトにより、タイのナノテク分野の基本人材育成、MEMS/NEMSをはじめとするターゲットテーマにおける研究能力が向上され、日タイの共同研究のしくみが構築される。

2) 案件の目標

科学技術分野のケーススタディ及びエネルギー及び環境技術を対象としたナノテク共同研究プロジェクト実施形成として、ナノテク分野における人材を強化する。

3) 成果

1. 100人のナノテク分野の中核研究人材の研究能力が向上する。
2. 大学レベル(学士、修士、博士、助手レベル)のナノテク分野の人材育成のしくみが構築される。
3. ナノテク分野の研究開発に最低限必要なインフラがタイの関係研究機関で整備される。
4. 日タイ相互利益に基づき、バイオセンサーをはじめとするMEMS/NEMS研究開発プロジェクトが形成される。

4) 活動

1. ナノテク分析機材運用・保守に関する研修(日本・タイ)
2. ナノテクの基本技術(ナノ材料、ナノバイオ、ナノエレクトロニクス等)に関するトレーナーズトレーニング(日本・タイ)
3. MEMS/NEMS分野の日タイ共同研究
4. タイ研究機関と海外研究グループとの共同研究設置のためのシンポジウム、サマースクール/キャンプの実施

5) 投入

日本側投入

1. 専門家 150万円×(12MM(機材運用)+9MM(ナノ基本技術)+5MM(MEMS)) = 3900万円
2. 研修員 210万円×(40MM(機材運用)+80MM(ナノ基本技術)+10MM(MEMS)) 27300万円
3. ナノテク関連機材 1000万円

相手側投入

- カウンターパート人材
- 運営管理経費(ローカルコスト)
- ナノテク関連機材
- タイでの研修実施施設
- タイでの研修コース実施経費
- ナノテク関連シンポジウム経費

6) 外部条件

協力期間

2005年07月～2010年07月

協力概算額

322 百万円 (内17年度実施分;70百万円)

実施体制

NSTDA内のNANOTECHが中心となり、チュラロンコン大学、マヒドン大学、チェンマイ大学等が共同参画することが見込まれている。

関連する援助活動 ●JBICとの連携の有無 ○有り ●無し

1)我が国の援助活動(有償資金協力等との連携について、案件名のみではなく、連携内容等についても言及する)
2)他ドナー等の援助活動

ミレニアム開発目標との関連

なし

我が国重要開発課題との関連

エネルギー・鉱業	民間セクター開発	
----------	----------	--

ジェンダー配慮について (ジェンダーの観点から見た本案件に関する情報)

類似案件からのフィードバック

裨益者グループの種類と規模(人数・人口) (可能な限りで男女別に記載)

治安状況

特に問題なし。

その他

民間との連携を希望 (民間に一括委託するのが望ましい案件をマーク)

優先順位 (先方政府順位) ○A ○B ○C

(我が方順位) ○A ○B ●C ○未定

在外(現地ODAタスクフォース)コメント

ナノテクは「国家科学技術戦略計画」でも重要分野の1つとして位置づけられているため、協力の必要性そのものは非常に高い。しかしながら、本申請に含まれるテーマがあまりに幅広くかつ多様であるため、案件の熟度としては不十分。分野としての重要性は日タイともに認められるため、今後日タイのアクター双方による共同研究枠組みを明確にして、その戦略の中でのODAでの協力領域を見出すことが必要と史料する。

新規継続区分 新規 継続
 国名 タイ
 援助重点分野 競争力強化
 開発課題 科学技術振興
 協力プログラム名 科学技術振興プログラム
 (プログラム番号) 0180560 プロジェクト番号 0180560A0030

投入形態 A技術協力プロジェクト F無償資金協力プロジェクト
 B技術協力個別案件(専門家) Gボランティア
 C技術協力個別案件(研修) H14年度継続
 D技術協力個別案件(機材)
 E開発調査プロジェクト
 (事前評価調査 有 無 →無の場合は付属資料1を記入のこと)

案件名(和) 科学技術戦略分野における制度・人材開発(先端工学材料開発及び標準化)

(英) Institutional and Capacity Development in the Targeted Fields of Science and Technology (Advanced Engineering Materials Development and Standardization)

(外)

相手国機関名(和) 科学技術省 国家科学技術開発庁 国立金属材料技術センター

(外) Ministry of Science and Technology, The National Science and Technology Development Agency (NSTDA), National Metal and Material Technology Center (MTEC)

プロジェクトサイト

現状と問題点

材料開発は、タイの「国家科学技術戦略計画」においても重点テーマとして位置づけられており、自動車や電気電子、エネルギー、医療といった戦略産業においても重要なコンポーネントとなっている。タイは天然資源に恵まれているが、これらの資源は主に第一次・第二次産業に活用され、プラスチック化に向けた利用に向けた研究や技術が欠如しているのが現状である。
 現在環境問題への関心の高まりから、生物資源を活用した材料開発が注目を集めており、日本の研究者もグリーンエイドプランのもと、タイの資源活用について検討をしている。他方トヨタやソニーといった日系企業は低コストによる原材料の調達の見地から、技術拠点の一部をタイに置く動きが出てきている。
 こうした動きから、先端工学材料における開発と標準化を日本と共同で進めることにより、将来に向けた日タイの共同での材料開発体制が構築され、長期的視点に立って相互メリットを生み出すことが期待できる。

我が国援助方針との整合性

本要請は、2005年度向け要望調査の重点課題のうち、国家の競争力強化に資する「科学技術振興」に資する案件である。
 また、本協力は2003年に実施された「タイ国別援助研究会」提言にある「日本の各層における対タイ交流の拡大・緊密化」「日本の経済活性化」にもつながる触媒としても期待される。

案件概要

在外主管型案件 (在外主管で実施したい案件をマーク)

1) 上位目標

MTEC及び他のタイの材料関係研究者がマイクロ及びナノレベルアプローチによる材料開発能力を向上させる。

2) 案件の目標

中核となる研究人材がタイにおける主要産業セクターの競争力のある製品に資する先端工学材料の品質を向上させるべく、デザイン、開発能力を習得する。

3) 成果

1. 短期的成果(1-2年) 自動車パーツ、燃料電池端子、軽量高圧ガスタンク、医科歯科用インプラント、生分解性プラスチック、しわのないうシルクといった国内の天然資源を活かした先端工学材料の開発体制が強化される。
2. 中期的成果(2-3年) タイにおけるLCA、エコデザインを含めたクリーン技術能力が強化される。
3. 長期的成果(3-5年) 先端工学材料における標準化試験手法が開発される。

4) 活動

1. 専門家による先端工学材料デザイン・開発にかかる指導
2. 材料の標準化システムの調査・検証

5) 投入

日本側投入

専門家 (材料デザイン、標準化、クリーン技術) 150万円×180MM=27000万円
 (燃料電池材料及びシステムデザイン、生分解性プラスチック、自動車パーツ、医科・歯科インプラント材料、エコデザイン)
 150万円×216MM=32400万円
 (材料欠陥分析、LCAデータ分析、材料リサイクル、医科・歯科インプラント材料試験・標準化) 150万円×72MM=10800万円
 本邦研修 210万円×120MM=25200万円

相手側投入

カウンターパート人材
 執務スペース
 資機材、管理経費

6) 外部条件

協力期間

2005年07月～2010年07月

協力概算額

954 百万円 (内17年度実施分;200百万円)

実施体制

関連する援助活動 ●JBICとの連携の有無 ○有り ●無し

1) 我が国の援助活動(有償資金協力等との連携について、案件名のみではなく、連携内容等についても言及する)
 2) 他ドナー等の援助活動

ミレニアム開発目標との関連

なし		
----	--	--

我が国重要開発課題との関連

エネルギー・鉱業	民間セクター開発	
----------	----------	--

ジェンダー配慮について (ジェンダーの観点から見た本案件に関する情報)

類似案件からのフィードバック

裨益者グループの種類と規模(人数・人口) (可能な限りで男女別に記載)

治安状況

特に問題なし。

その他

民間との連携を希望 (民間に一括委託するのが望ましい案件をマーク)

優先順位 (先方政府順位) ○A ○B ○C

(我が方順位) ○A ○B ●C ○未定

在外(現地ODAタスクフォース)コメント

自動車やエレクトロニクス産業における将来の日タイ提携を念頭においた戦略的な協力案件であると言える。とりわけ、タイに豊富に存在する天然資源を活かした材料開発は、日系企業にとっては環境に優しくかつ経済的な商品開発に資するものとして、協力意義は非常に高い。
 しかしながら、本申請に含まれるテーマがあまりにも広範かつ多様であるため、さらにターゲットを絞り、投入規模を小さくすることが必要。再来年度に向けて、バイオと材料を絡めた案件として再構築する価値は大きいと思考する。

新規継続区分 新規 継続

国名 タイ

援助重点分野 競争力強化

開発課題 科学技術振興

協力プログラム名 科学技術振興プログラム

(プログラム番号) 0180560

プロジェクト番号 0180560A0050

- 投入形態
- A技術協力プロジェクト
 - B技術協力個別案件(専門家)
 - C技術協力個別案件(研修)
 - D技術協力個別案件(機材)
 - E開発調査プロジェクト
 - F無償資金協力プロジェクト
 - Gボランティア
 - H14年度継続

(事前評価調査 有 無 →無の場合は付属資料1を記入のこと)

案件名(和) 科学技術戦略分野における制度・人材開発(家庭用電源としての1-3kW燃料電池開発)

(英) Institutional and Capacity Development in the Targeted Fields of Science and Technology(1-3kW Tubular Solid Oxide Fuel Cell for Household Distributed Generator)

(外)

相手国機関名(和) 科学技術省 国家科学技術開発庁

(外) Ministry of Science and Technology, The National Science and Technology Development Agency (NSTDA)

プロジェクトサイト

現状と問題点

昨今燃料電池技術は世界中の国々で輸送や発電手段として利用が検討されている。タイは、石油から精製されるガソリンやディーゼル燃料の代替としてエタノールを精製するキャッサバやサトウキビといった農産物資源に恵まれた拠点であるため、家庭用電源としての1-3kW燃料電池製造といったSOFC部品としての材料開発が求められている。

我が国援助方針との整合性

本要請は、2005年度向け要望調査の重点課題のうち、国家の競争力強化に資する「科学技術振興」に資する案件である。また、本協力は2003年に実施された「タイ国別援助研究会」提言にある「日本の各層における対タイ交流の拡大・緊密化」「日本の経済活性化」にもつながる触媒としても期待される。

案件概要

在外主管型案件 (在外主管で実施したい案件をマーク)

1) 上位目標

家庭用電源としてのSOFCの1-3kWプロトタイプ製造ノウハウ・技術が確立される。

2) 案件の目標

1-3kWタイプのSOFCのデザイン仕様や組立技術及び経済性にかかる技術を習得する。

3) 成果

1. 1kWのSOFC発電のプロトタイプが開発される。
2. 1kWのSOFCプロトタイプデザイン仕様確立される。
3. 日タイの産業セクターにおけるSOFC技術が普及される。
4. 日タイの研究者間で燃料電池システムの運用上の経験が共有される。
5. 代替エネルギー手段として、燃料電池技術が広く理解され、促進される。

4) 活動

1. 1kWのモジュールによるセルサイズ最適化の実証調査
2. 適切な製造を決定するためのセル構造の見直し
3. 最適な誘電体を決定する電解質システムの実証調査
4. MTECにおけるセル製造と測定評価
5. MTECにおけるモジュールデザインと製造、最終テストにおけるセル統合

5) 投入

日本側投入

専門家 150万円×60MM=9000万円
 本邦研修 210万円×30MM=6300万円

相手側投入

カウンターパート人材
 執務スペース
 諸資機材
 管理経費

6) 外部条件

協力期間

2005年07月～2010年07月

協力概算額

153 百万円 (内17年度実施分;30百万円)

実施体制

関連する援助活動 ●JBICとの連携の有無 ○有り ●無し

- 1) 我が国の援助活動(有償資金協力等との連携について、案件名のみではなく、連携内容等についても言及する)
2) 他ドナー等の援助活動

ミレニアム開発目標との関連

なし

我が国重要開発課題との関連

エネルギー・鉱業

民間セクター開発

ジェンダー配慮について (ジェンダーの観点から見た本案件に関する情報)

類似案件からのフィードバック

裨益者グループの種類と規模(人数・人口) (可能な限りで男女別に記載)

治安状況

特に問題なし。

その他

民間との連携を希望 (民間に一括委託するのが望ましい案件をマーク)

優先順位 (先方政府順位) ○A ○B ○C

(我が方順位) ○A ○B ●C ○未定

在外(現地ODAタスクフォース)コメント

太陽電池同様、新たな代替エネルギー源として重要性は高い。しかしながら、本申請の技術内容が、他の材料開発やバイオマス開発といったものを踏まえたものとなっているため、即座に本申請を実施するには時期尚早であり、まずはこの前提となる材料やバイオマスそのものの技術協力の必要性の方が高いと料する。

新規継続区分 新規 継続

国名 タイ

援助重点分野 競争力強化

開発課題 科学技術振興

協力プログラム名 科学技術振興プログラム

(プログラム番号) 0180560

プロジェクト番号 0180560A0070

投入形態 A技術協力プロジェクト F無償資金協力プロジェクト
 B技術協力個別案件(専門家) Gボランティア
 C技術協力個別案件(研修) H14年度継続
 D技術協力個別案件(機材)
 E開発調査プロジェクト

(事前評価調査 有 無 →無の場合は付属資料1を記入のこと)

案件名(和) 科学技術戦略分野における制度・人材開発(医療グリッドハイウェイの設立)

(英) Institutional and Capacity Development in the Targeted Fields of Science and Technology (Establishment of Medical Grid Highway)

(外)

相手国機関名(和) 科学技術省 国家科学技術開発庁 国立電子コンピュータ技術センター

(外) Ministry of Science and Technology, The National Science and Technology Development Agency (NSTDA), National Electronics and Computer Technology Center (NECTEC)

プロジェクトサイト

現状と問題点

グリッドコンピューティングによる医療情報技術の発達によって、地理的に分散したリソースを共有することでスーパーコンピュータやPCクラスター、超大容量デバイスといった機能を担うことが可能となった。これによって、国境をも越えて医療データの解析に対する協力が可能となり、日本とアセアンとの間で医療グリッドハイウェイ構想が検討されている。
 NSTDAが産業総合技術研究所と締結したMOUには、グリッドコンピューティングにおける共同研究が含まれており、この分野での技術協力が求められている。

我が国援助方針との整合性

本要請は、2005年度向け要望調査の重点課題のうち、国家の競争力強化に資する「科学技術振興」に資する案件である。
 また、本協力は2003年に実施された「タイ国別援助研究会」提言にある「日本の各層における対タイ交流の拡大・緊密化」「日本の経済活性化」にもつながる触媒としても期待される。

案件概要

在外主管型案件 (在外主管で実施したい案件をマーク)

1) 上位目標

研究機関や大学における持続的な共同研究に必要な医療情報技術分野における制度及び人材育成を含めた研究開発基盤が整備される。

2) 案件の目標

医療画像処理ができるようなコンピューターのグリッド化を検証、促進させ、医療用途のグリッド技術関連人材の能力を強化させる。

3) 成果

1. 日タイ双方のサイトでのグリッドによるMRIデータ分析といった医療グリッドハイウェイの適用における医療画像データの共有システムが構築される。
2. タイにおける2つ以上の医療施設による共同ネットワークが構築される。
3. 20人以上のタイの研究者がグリッド関連技術を習得する。
4. 医療施設間でのカルテの共有システムが構築される。

4) 活動

1. 日本における医療グリッドプロジェクト及びグリッドオペレーションセンターを学ぶための研修
2. タイにおけるネットワーク化による画像処理、データ分析・蓄積能力の向上
3. MRIデータの分析のためのグリッドコンピューティングに関するタイ国内での研修
4. その他の医療モダリティ、ツールの開発
5. グリッド化による日タイの医療従事者の連携

5) 投入

日本側投入

専門家 150万円×4MM=600万円
 本邦研修 210万円×16MM=3360万円

相手側投入

カウンターパート人材
 PCリソース
 タイ側関係者分のネットワーク環境

6) 外部条件

協力期間

2005年07月～2009年07月

協力概算額

40 百万円 (内17年度実施分;10百万円)

実施体制

関連する援助活動 ●JBICとの連携の有無 ○有り ●無し

1) 我が国の援助活動(有償資金協力等との連携について、案件名のみではなく、連携内容等についても言及する)
2) 他ドナー等の援助活動

ミレニアム開発目標との関連
なし

我が国重要開発課題との関連
エネルギー・鉱業 民間セクター開発

ジェンダー配慮について (ジェンダーの観点から見た本案件に関する情報)

類似案件からのフィードバック

裨益者グループの種類と規模(人数・人口) (可能な限りで男女別に記載)

治安状況
特に問題なし。

その他 民間との連携を希望 (民間に一括委託するのが望ましい案件をマーク)

優先順位 (先方政府順位) ○A ○B ○C (我が方順位) ○A ○B ●C ○未定

在外(現地ODAタスクフォース)コメント
太陽電池同様、新たな代替エネルギー源として重要性は高い。しかしながら、本申請の技術内容が、他の材料開発やバイオマス開発といったものを踏まえたものとなっているため、即座に本申請を実施するには時期尚早であり、まずはこの前提となる材料やバイオマスそのものの技術協力の必要性の方が高いと思料する。

